平成２７年（フ）第９６０２号
埼玉県川口市東川口６丁目２－22　ベルフォーレ五番館201号
破産者　鈴木　昭浩
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１６号
東京都文京区小石川１丁目12―10―302
破産者　中村奈緒美（旧姓金田）
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６６７号
東京都国立市富士見台３丁目13―８
破産者　細部　恭子
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６８０号
東京都品川区豊町１丁目１－３　一二三荘７号室
破産者　仲村二三男
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９３号
東京都江戸川区北小岩２丁目14―２―217
破産者　三神　健治
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７０８号
東京都新宿区北新宿１丁目33―４　小松コーポ１番
破産者　弓納持雅之
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６９９号
埼玉県さいたま市西区大字高木85番地１（Ａ―82）
破産者　株式会社ジェーシーエム
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８０１号
東京都北区豊島３丁目17―23―103
破産者　綾部　勝義
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９８４号
東京都足立区扇１丁目36―７
破産者　長瀬　良二
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２２４号
東京都江東区東雲１丁目９―17―616
破産者　大島　明子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５６号
東京都多摩市関戸５丁目15―15　Ｆハウス205
破産者　折田須美子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８８号
東京都練馬区旭町１丁目41―12―202
破産者　磯崎　秀司
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５７５号
埼玉県所沢市宮本町２丁目16―６―101
破産者　橘田　賢一
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６１８号
東京都墨田区両国２丁目17―18―902　エスコート両国Ⅱ
破産者　石渡　久智
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７２６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目23―２
破産者　藤井　　豊
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７３９号
東京都大田区東矢口１丁目４－６―512
破産者　天嵜　慎吾
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４６号
千葉県千葉市美浜区打瀬２－22―２―504、住民票上の住所広島県大竹市新町２丁目４－５
破産者　渡邊　剛史
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８０６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目32―２
破産者　野島　　浩
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８０号
東京都墨田区本所４丁目20―３―301　東京台貫ビル
破産者　河野　正晶
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０１３号
広島県広島市中区富士見町16番５号　安村ビル２階
破産者　株式会社キャメル
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２１１号
東京都港区港南２丁目15番２号
破産者　株式会社グラン・モンド
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部